1　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県下閉伊郡山田町石峠第３地割地内から同町豊間根第２地割地内までの延長1,400ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道宮古山田線改築工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

県道宮古山田線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により岩手県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により岩手県が道路管理者であることなどから、起業者である岩手県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、岩手県宮古市内の一般国道106号との交差部を起点とし、下閉伊郡山田町内の一般国道45号との交差部に至る延長13.6㎞の幹線道路である。

宮古市及び下閉伊郡山田町は、岩手県沿岸中部に位置し、豊かな水産資源と天然の良港に恵まれていることから、沿岸には漁港が立地し、豊かな漁場環境を活かした水産業が盛んであったが、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う大津波等（以下これらの災害を総称して「東日本大震災」という。）により、多くの生命や財産が奪われるなど、市街地を中心に壊滅的な被害を受けた地域である。

本路線は宮古市及び下閉伊郡山田町の沿岸部において東日本大震災による被害を免れた唯一の幹線道路であり、緊急輸送道路である一般国道45号及び一般国道106号の代替機能として重要な役割を果たしている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第90号。以下「岩手県条例」という。）に定める車線幅員及び最小曲線半径等を満たさない線形不良区間が多数存在し、交通事故が発生しているなど、地域の主要な幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が整備され、安全かつ円滑な地域内交通が確保されるほか、山田北インターチェンジ（仮称）を介して本路線と三陸沿岸道路が接続されることなどから、宮古市及び下閉伊郡山田町における早期復興の推進に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成26年３月に任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）により、起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することなどを主な目的として、岩手県条例による第３種第３級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、岩手県条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、集落を極力回避する申請案のほか、路線延長を重視したルート案及び現道を最大限活用したルート案について検討が行われている。

申請案と他の２案とを比較すると、申請案は取得必要面積は最も多いものの、移転対象物件数は最も少ないこと、橋梁延長が短く施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は線形不良区間が多数存在し、交通事故も生じていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、山田町から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岩手県下閉伊郡山田町役場

○関東地方整備局告示第二百五十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年五月十五日

関東地方整備局長　越智　繁雄

第１　起業者の名称　埼玉県

第２　事業の種類　一般国道407号改築工事（埼玉県東松山市大字下野本字久保原地内から同市大字下野本字後拝地内まで）

第３　起業地

1　収用の部分　埼玉県東松山市大字下野本字久保原、字清水堂、字下野本及び字後拝並びに大字上野本字山王、字清水堂、字下野本及び字西浦地内

2　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。